

立木販売のご案内

～人工林の高齢級化が進む中で主伐・再造林を推進するため、立木販売を進めています。～



林野庁 近畿中国森林管理局

立木販売のご案内

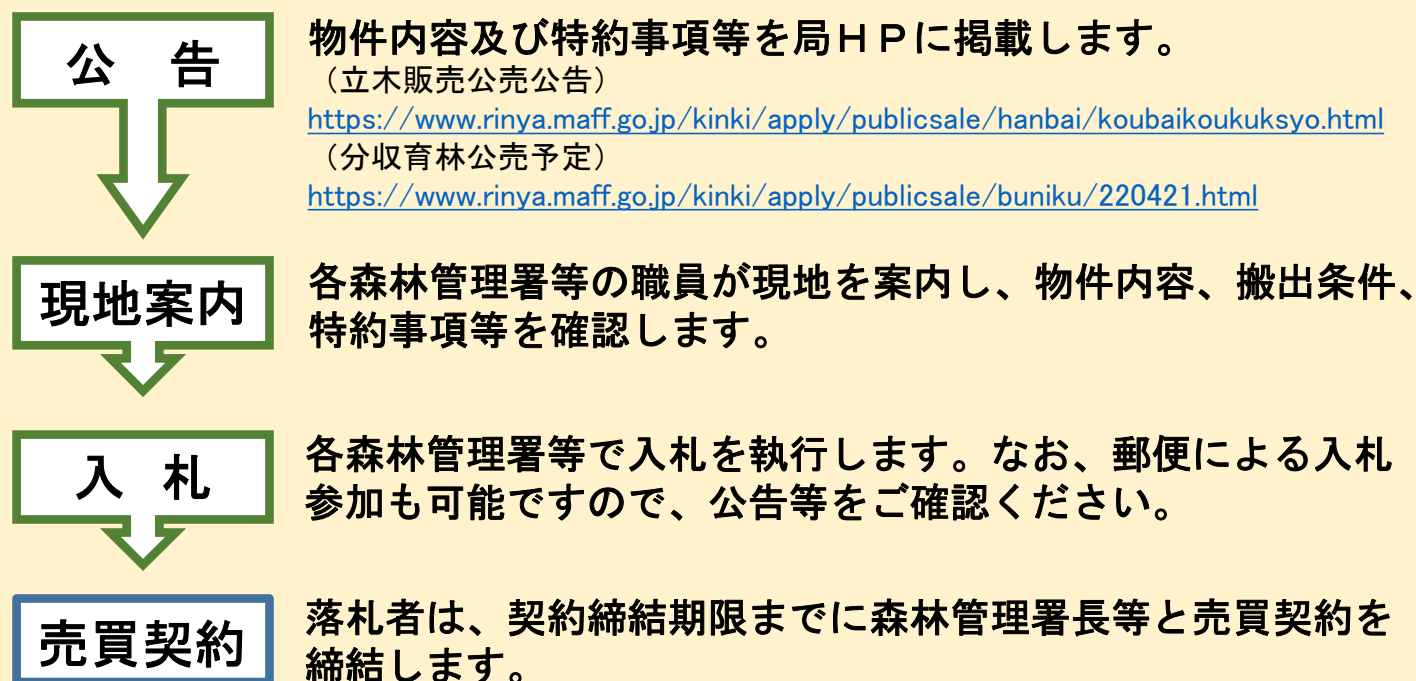
【立木販売とは】

- 森林管理署・森林管理事務所が、国有林の伐採計画に基づき立木販売物件を公告し、一般競争入札によって落札者を決定し、売買契約を締結するものです。

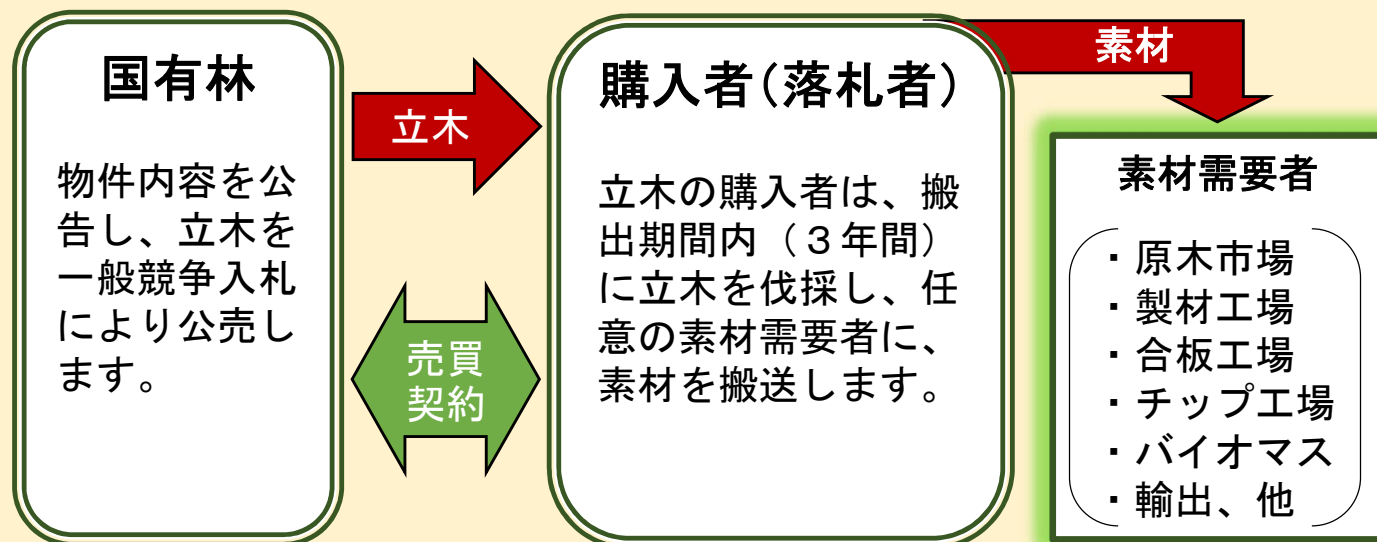
【メリット】

- 購入した立木の販売先は、購入者が自由に選ぶことができます。
- 搬出期間は3年以内となりますので、市況動向等を見ながら購入者の都合により伐採・搬出することができます。

【手続きの流れ】



【立木販売のイメージ】



森林管理署・森林管理事務所 お問い合わせ先

森林管理署等名	郵便番号	住 所	電話番号
近畿中国森林管理局 森林整備課	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎	050-3160-6780
近畿中国森林管理局 資源活用課	同上	同上	050-3160-6770
石川森林管理署 業務グループ	920-1158	石川県金沢市朝霧台2-21	050-3160-6100
福井森林管理署 業務グループ	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎8階	050-3160-6105
三重森林管理署 業務グループ	519-0116	三重県亀山市本町1-7-13	050-3160-6110
滋賀森林管理署 業務グループ	520-2134	滋賀県大津市瀬田3-40-18	050-3160-6115
京都大阪森林管理事務所 業務グループ	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り 下長者町下 ル丁子風呂町102	075-414-9822
兵庫森林管理署 業務グループ	671-2573	兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1	050-3160-6170
奈良森林管理事務所 業務グループ	630-8035	奈良県奈良市赤膚町1143-20	050-3160-6150
和歌山森林管理署 業務グループ	646-0011	和歌山県田辺市新庄町2345-1	050-3160-6120
鳥取森林管理署 業務グループ	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階	050-3160-6125
島根森林管理署 業務グループ	690-0841	島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎6階	050-3160-6130
岡山森林管理署 業務グループ	708-0006	岡山県津山市小田中228-1	050-3160-6135
広島北部森林管理署 業務グループ	728-0012	広島県三次市十日市中2-5-19	050-3160-1000
広島森林管理署 業務グループ	730-0822	広島県広島市中区吉島東3-2-51	050-3160-6145
山口森林管理事務所 業務グループ	753-0094	山口県山口市野田35-1 山口野田合同庁舎	050-3160-6155

○ 立木販売の一般競争入札にご参加いただくに当たっては、林産物の売払に係る競争参加資格が必要です。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/wood/sinsei.html>

○ 立木販売の入札公告をお知らせする「お知らせメール」を配信しておりますので、是非ご活用ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/mail_haisin.html

○ 上記手続きに関するお問い合わせは、近畿中国森林管理局資源活用課へご連絡ください。

混合契約のご案内

“混合契約”とは「立木の販売」と「伐採後の植林等の造林作業」を一括で行うものです。

★「立木の代金」は国に納付して頂きます。

★「伐採後の植林等の造林作業」については、請負代金として国から支払います。

※したがって、契約は「立木の販売」の契約と「伐採後の植林等の造林作業」の契約とそれぞれ締結します。

“入札”は一般競争入札で行い、「立木代金」と「造林作業請負代金」の差額で応札します。

★入札時に「立木の代金」と「伐採後の植林等の造林作業費」のそれぞれの内訳を入札書の付表として提出して頂きます。

“作業期間”は最長4年以内（物件によって異なります）間に立木の伐採搬出（3年以内）、伐採跡地へ植林等の造林作業を行います。

★「立木の代金」は入山前に（伐採前に）国に納付します（※代金納入後、物件の引渡しを行います）

★「伐採後の植林等の造林作業費」は作業後、国による検査（合格）後支払います。

※次頁に補足説明があります。

補足説明

“競争参加資格”について（※主なものについて記載しており総て網羅したものではありません）

- ★「立木販売」は林産物の売払いに係る「資格確認通知書」の交付を受けた者。※林野庁独自
 - ★「伐採後の植林等の造林作業」については、○全省庁統一資格の役務の提供（その他）を有する者。
 - 過去15年間の同種の作業の実績を有すること。
 - 現場代理人が常駐できること。
- ※その他の資格については個々の入札公告書をご確認ください。

“落札者の決定基準”

- ★A, B, C, Dの4人がそれぞれ次のとおり入札したときの落札者の決定例
- ・ A 800千円 国から支払いを受ける金額
 - ・ B 700千円 国から支払いを受ける金額
 - ・ C 600千円 国から支払いを受ける金額
 - ・ D 500千円 国から支払いを受ける金額
- 上記の場合、Dを落札者とする。ただし、100千円を国に納付するという入札者Eがいる場合は、Eを落札者とする。

“留意事項”

- ★契約は「立木の販売」の契約と「伐採後の植林等の造林作業」の契約とそれぞれ締結しますが、それぞれの金額については、財務大臣から承認を得た算定方式に基づき決定されることから、落札者が見積もった金額とは必ずしも一致しないのでご注意ください。（※それぞれの契約金額の差額は入札金額と一致します）